

「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」

E L S I 委員会の設置について（設置要綱）

平成 21 年 1 月 29 日

財団法人 日本公衆衛生協会

E L S I（倫理的・法的・社会的課題：Ethical, Legal and Social Issues）委員会（以下、E L S I 委員会という）は、文部科学省が実施する、「個人の遺伝情報に応じた医療の実現プロジェクト」（以下、プロジェクトという）の適正な推進のために、プロジェクトに関する E L S I について検討する組織として、「先端医科学研究に関する倫理的・法的・社会的課題についての調査研究」を文部科学省から受託している、財団法人 日本公衆衛生協会が設置するものである。

（目 的）

E L S I 委員会は、独立の立場から、プロジェクトにおける E L S I に関する対応が適正であるか監督し、またプロジェクトとの連携により、必要に応じて調査研究を行い、助言・提言する機能を有する組織として設置される。

（構 成）

- 1 E L S I 委員会委員は、上記目的に関する検討を行うにあたり、必要と認められる分野より、文部科学省と協議の上、財団法人 日本公衆衛生協会が委嘱する。
- 2 E L S I 委員会委員長は、その委員より互選する。
- 3 E L S I 委員会委員長は、E L S I 委員会委員以外の有識者を財団法人 日本公衆衛生協会に対し、本委員会委員として提案することができる。財団法人 日本公衆衛生協会は、その申し出を文部科学省と協議の上、対応する。
- 4 E L S I 委員会委員長は、必要に応じ、E L S I 委員会委員以外の専門家や推進委員会委員の出席を求めることができる。財団法人 日本公衆衛生協会は、その申し出を文部科学省と協議の上、対応する。
- 5 E L S I 委員会の構成は、E L S I 委員会委員長より速やかにプロジェクトに報告する。

（活動の進め方）

- 1 プロジェクトにおける E L S I 対応状況について、プロジェクトからの報告・相談を受けて助言・

提言する。

- 2 E L S I 委員会の判断に基づいて、プロジェクト実施機関への訪問調査等を実施し、それに基づく助言・提言をする。
- 3 その他、E L S I 委員会委員長がE L S I に関して必要であると判断し、E L S I 委員会で承認された事項を実施する。
- 4 プロジェクトにおいてE L S I に関して早急に対応すべき事項が発生した場合は、プロジェクトと連携し、速やかに当該事項に対応する。
- 5 上記、1, 3, 4の実施にあたっては、必要に応じて、別途設けられる調査研究チーム（以下、研究チームという）との連携を図る。
- 6 具体的な活動内容は、E L S I 委員会において定め、財団法人 日本公衆衛生協会が文部科学省及びプロジェクトへ報告する。また活動結果についても適宜、文部科学省に報告する。

(任 期)

E L S I 委員会の設置は、プロジェクト実施期間中とし、またその間の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(守秘義務)

E L S I 委員会委員は、本委員会に係る活動の中で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(情報公開)

財団法人 日本公衆衛生協会は、E L S I 委員会の活動内容について情報公開に努めるものとする。

(その他)

- 1 文部科学省の本調査担当官は、E L S I 委員会に出席する。
- 2 プロジェクトの担当者は、E L S I 委員会に出席する。
- 3 研究チームの業務主任者は、E L S I 委員会に出席する。
- 4 E L S I 委員会の運営等に必要な事項は、文部科学省及びE L S I 委員会との協議の上、決定する。

(了)